



佐賀県公報

平成17年
4月18日
(月曜日)
第12594号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

- 救急病院の認定 (二二四・医務課) 一
 - 救急病院の認定の変更 (二二五・") 一
 - 道路の区域の変更 (二二六・道路課) 二
 - 道路の供用開始 (二二七・") 二
 - " (二二八・") 二
 - 佐賀中部広域連合規約の変更届出の受理 (二二九・市町村課) 三
- 公 告
- 平成十七年度佐賀県公共ネットワーク運用管理業務委託に係る
一般競争入札 (情報・業務改革課) 三
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 六
 - 基本測量の実施 (土地対策課) 六
 - 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証 () 六
 - " () 七
 - " () 七
 - " () 七
 - " () 七
 - 農業振興地域の区域の変更 (農山漁村課) 八
 - 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 八
 - " () 八
 - " () 八
- 選挙管理委員会事項
- 公職の候補者が個人演説会等を開催できる施設の指定 (告示・一五) 八

○告示

◎佐賀県告示第二百二十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院及び救急診療所として次のものを認定した。

平成十七年四月十八日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	診療内容の細区分
佐賀社会保険病院	佐賀市兵庫南三丁目八番一号	平成一七年三月三十一日から平成二〇年三月三〇日まで	外科系 内科系
医療法人希清会 岩本内科医院	唐津市海岸通七一八二番地三〇六	平成一七年三月二十八日から平成二〇年三月二十七日まで	内科系

◎佐賀県告示第二百二十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定を受けた救急病院について、次のとおり変更した。

平成十七年四月十八日

佐賀県知事 古川 康

変更の内容		所在地	認定期限	診療内容の細区分
名称	所在地			
新	山元記念病院	新 伊万里市二里 町八谷捌八八 番地四	平成一七年四月一日から 平成二〇年三月三十一日まで	外科系 内科系 脳神経外科系
旧	山元外科病院	旧 伊万里市二里 町八谷捌一三 番地五	平成一七年三月一日から 平成二〇年一月三十一日まで	内科系
新	小城市市民病院	新 唐津市北波多 徳須恵一四二 四番地一	平成一七年四月一日から 平成二〇年三月三十一日まで	
旧	小城市市民病院	旧 唐津市北波多 徳須恵一二〇 番地一		
新	小城市立病院	新 小城市小城町松尾 四一〇〇番地		

●佐賀県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年四月十八日から平成十七年五月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
県道 小城富士線	小城市小城町畑田字布施ケ里天神三角一〇三八番一地从先から小城市小城町字中町五七六番一地从先まで	後 三六・六 一八・一
	小城市小城町畑田字布施ケ里天神三角一〇三八番一地从先から小城市小城町字中町五七六番一地从先まで	前 二七・〇 八・一
		幅員メートル 延長メートル
		一、五八八・〇 一、六一六・七

●佐賀県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年四月十八日から平成十七年五月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 七山唐津線	唐津市半田字清水ケ谷一六三番一地从先から唐津市半田字川頭三五一九番一地从先まで	平成一七・四・一八

●佐賀県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年四月十八日から平成十七年五月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	三養基郡みやき町大字奇人字一本松一二五八番一地从先から	平成一七・四・一八
	三養基郡みやき町大字奇人字一本松一二五八番二地从先まで	
	三養基郡みやき町大字西島字二本松二九二三番地先から	
	三養基郡みやき町大字西島字二本松二九二三番地先まで	
	三養基郡みやき町大字江口字杉土居外一ノ角四七二六番地先から	
	三養基郡みやき町大字江口字四本榎七二二五番一地从先まで	

●佐賀県告示第二百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第四項の規定に基づき、佐賀中部広域連合の規約の変更の届出を平成十七年三月三十一日に受理したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十七年四月十八日

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月18日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長

迎

出

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 平成17年度佐賀県公共ネットワーク運用管理業務委託
- (2) 業務の内容 設備の稼働状態の監視、日常管理、障害対応、設定作業及び技術支援
- (3) 業務の対象 佐賀県庁舎、佐賀県現地機関(東京事務所及び大阪事務所含む)、県立学校校舎、市町村庁舎、消防本部庁舎、佐賀県警察本部庁舎、各警察署(その他の警察庁舎含む。)及び県立社会教育施設(以下「庁舎等」という。)におけるネットワーク設備、伝送路設備及び非常用電源設備

- (4) 履行期間 平成17年7月1日から平成18年3月31日まで

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、(1)又は(2)に掲げる要件をすべて満たす単一企業・法人又は複数企業・法人による共同企業体のうち、佐賀県公共ネットワーク運用管理業務委託に係る技術提案型一般競争入札審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査により入札参加資格を有すると認められた者とする。

- (1) 単一企業・法人の場合の資格要件

ア 佐賀県内に本社、支社、支店又は営業所(業務開始時点で、システムズ社が認定するCCNA又は同等の能力を有する技術者(以下「技術者」という。)が常時勤務し顧客への技術支援を日常的に行っているものに限る。)を有すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

ウ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て

<p>がなされている者でないこと。</p> <p>オ 本業務の委託に係る入札参加資格確認申請提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>カ システム系企業が認定するCNA及びマイクロソフト社が認定するMCP(サーバ系の資格に限る。)の資格を有する管理技術者を運用責任者として定め、配置できること。</p> <p>キ 技術者を佐賀県庁に常駐させるか、又はこれに準じる体制(常時監視及び30分以内の即時駆けつけ)を確保・維持できること。</p> <p>ク 過去5年以内に次の要件をすべて満たすネットワークに係る運用管理業務を1年以上継続して遂行した実績を有する者であること。</p> <p>ケ 光ファイバを伝送路として使用していること。</p> <p>ク 1 Gbps以上のインタフェースを含むこと。</p> <p>ケ 異なる複数の拠点により構成されるワイドエリアネットワークであること。</p> <p>ク 共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>ク 共同企業体の場合の資格要件</p> <p>ア 共同企業体の構成員数は2者であること。</p> <p>イ すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>ウ 代表者の出資比率が構成員中最大であること。</p> <p>エ すべての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>オ すべての構成員は、(1)アからオまでの要件をすべて満たすこと。</p> <p>カ 代表者は、(1)カからクまでの要件をすべて満たすこと。</p> <p>キ 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単一企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の存続期間</p> <p>ア 県業務の相手方となった者</p> <p>本業務に係る委託契約の履行後3か月を経過する日まで</p>	<p>イ 県業務の相手方とならなかった者</p> <p>本業務に係る委託契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当課 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟5階 佐賀県統括本部情報・業務改革課ネットワーク担当(新行政棟5階) 電話 0952-25-7390</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び場所</p> <p>ア 交付期間 平成17年4月18日(月曜日)から5月13日(金曜日)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) の9時から17時まで</p> <p>イ 交付場所 上記3(1)に同じ。</p> <p>(3) 入札参加資格確認申請書の受付期間、場所及び提出方法</p> <p>ア 受付期間 平成17年4月25日(月曜日)から5月13日(金曜日)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)の9時から17時まで</p> <p>イ 受付場所 上記3(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送によること。 なお郵送の場合は書留郵便によることとし、平成17年5月13日(金曜日)必着とする。</p> <p>(4) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札参加希望者に求められる義務</p> <p>ケ 入札参加希望者は、2の(1)又は(2)を確認できる書類(以下「書類」という。)及び入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を、(1)の担当課に平成17年5月13日(金曜日)までに提出しなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加希望者は、提出した書類及び申請書について説明を求めらぬ。</p>
---	---

れたときは、これに応じなければならない。

イ 審査委員会における審査

(7) 提出された書類及び申請書を審査委員会において審査のうえ、入札参加資格を有する者に限り、入札の参加者(以下「入札者」という。)とする。

(4) 競争入札参加資格の確認結果は、平成17年5月27日(金曜日)までに通知する。

(2) 通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成17年6月3日(金曜日)までに(1)の担当課に書面で請求することができる。

(5) 入札者の資格喪失

入札者は、入札書の提出期限までに、次に該当することとなったときは、入札資格を失うものとする。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更正手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務に着手し、又は遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成17年6月8日(水曜日) 10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁 本館入札室

(7) 入札に関する事項

入札においては、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 一人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のないもの

キ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることができない。

(11) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。なお、この場合の損害は、入札者の負担となる。

ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしているとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(12) 落札者の決定方法

<p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席していない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>ウ 落札者となるべき者の当該入札価格では契約が履行されない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札しないことがある。</p> <p>なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約書作成の要否 要</p> <p>(2) 談合情報があった場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成17年5月30日までに元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。</p> <p>平成17年4月18日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日</p>	<p>平成17年3月28日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人 有明海再生機構</p> <p>(2) 代表者の氏名 楠田 哲也</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市中の小路4番30号</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、有明海の再生に関する調査研究を推進するための事業を行い、有明海の再生に寄与することを目的とする。</p> <p>測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。</p> <p>平成17年4月18日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）</p> <p>2 作業期間 平成17年4月5日から平成18年3月24日まで</p> <p>3 作業地域 佐賀県全域</p> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。</p> <p>平成17年4月18日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 調査を行った者の名称 多久市</p> <p>2 調査を行った時期 平成15年7月22日から平成17年2月22日まで</p> <p>3 成果の名称</p>
---	---

<p>多久市の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 多久市北多久町大字多久原及び南多久町大字下多久の各一部</p> <p>5 認証年月日 平成17年4月18日</p> <p>_____</p> <p>国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。</p> <p>平成17年4月18日</p> <p>1 調査を行った者の名称 基山町</p>	<p>2 調査を行った時期 平成15年5月12日から平成17年2月25日まで</p> <p>3 成果の名称 基山町の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 基山町大字園部の一部</p> <p>5 認証年月日 平成17年4月18日</p> <p>_____</p> <p>国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。</p> <p>平成17年4月18日</p>
<p>1 調査を行った者の名称 伊万里市</p> <p>2 調査を行った時期 平成15年5月9日から平成17年2月16日まで</p> <p>3 成果の名称 伊万里市の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 伊万里市大川町川西及び駒鳴の各一部</p> <p>5 認証年月日 平成17年4月18日</p> <p>_____</p> <p>国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。</p> <p>平成17年4月18日</p> <p>1 調査を行った者の名称 基山町</p>	<p>1 調査を行った者の名称 上峰町</p> <p>2 調査を行った時期 平成15年5月13日から平成17年2月9日まで</p> <p>3 成果の名称 上峰町の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 上峰町大字堤の一部</p> <p>5 認証年月日 平成17年4月18日</p> <p>_____</p> <p>国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。</p> <p>平成17年4月18日</p>

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

1 調査を行った者の名称

中原町

2 調査を行った時期

平成15年5月9日から平成17年2月10日まで

3 成果の名称

中原町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

中原町大字原古賀の一部

5 認証年月日

平成17年4月18日

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、白石町の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに変更する。

なお、関係図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び白石町役場に備えて置いて総覧に供する。

平成17年4月18日

佐賀県知事 古川 康

1 昭和52年3月28日付で公告の白石町に係る農業振興地域の区域

2 昭和50年5月14日付で公告の福富町に係る農業振興地域の区域

3 昭和52年3月28日付で公告の有明町に係る農業振興地域の区域

唐津市長 坂井 俊之から土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2

第1項の規定により、相知町営土地改良事業(里地棚田保全整備 農道整備)

藤野地区の工事が平成16年6月30日完了した旨届出があった。

平成17年4月18日

太良町長 百武 豊から土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、太良町営土地改良事業(基盤整備促進)伊福地区の工事が平成14年3月29日完了した旨届出があった。
平成17年4月18日
佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にに行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。)候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨、東与賀町選挙管理委員会から報告があった。
平成十七年四月十八日
佐賀県選挙管理委員会
委員長 松 尾 紀 男

施設 の 名称	施設 の 所在地
東与賀町文化ホール	佐賀郡東与賀町大字下古賀一二二八番地三